

第2号議案

令和7年度長崎市觀光施設事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度長崎市の觀光施設事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,319千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ389,555千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月8日提出

長崎市長 鈴木史朗

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 繰入金		25,880	2,319	28,199
	2 一般会計繰入金	0	2,319	2,319
	歳 入 合 計	387,236	2,319	389,555

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 グラバー園費		245, 141	2, 319	247, 460
	1 グラバー園事業費	187, 458	2, 319	189, 777
	歳 出 合 計	387, 236	2, 319	389, 555

理 由

国の1次補正に伴うグラバー園運営費その他について予算の補正を必要とするので、地方自治法第218条第1項の規定により、この議案を提出する。

「 参 照 」

地方自治法

第218条第1項 普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。

說明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 繰入金	千円 25,880	千円 2,319	千円 28,199
歳 入 合 計	387,236	2,319	389,555

(歲出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 グラバー園費	千円 245, 141	千円 2, 319	千円 247, 460
歳 出 合 計	387, 236	2, 319	389, 555

2 歳 入

5 款 繰入金

2,319千円

2 項 一般会計繰入金

2,319千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 グラバー園費一般会計繰入金	0	2,319	2,319
計	0	2,319	2,319

節		説	明
区分	金額		
1 グラバー園事業費一般会計	千円 2,319		千円
繰入金			

3 歳 出

1 款 グラバー園費

2,319千円

1 項 グラバー園事業費

2,319千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国県支出金	地方債	その他			
1 グラバー園 管理費	千円 187,458	千円 2,319	千円 189,777	千円	千円	千円	千円 2,319		
計	187,458	2,319	189,777	0	0	0	2,319		

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	千円 2,319	1 グラバー園管理費 2,319 1 グラバー園運営費 2,319